

東京都多文化共生推進指針 改定版

Tokyo Guidelines for the Promotion
of Intercultural Cohesion

2025 年 6 月



東京都

「東京都多文化共生推進指針」の改定に当たって

日本で暮らす外国人は、2024年には過去最高の約377万人となりました。東京で暮らす外国人はその約20%、約72万人にのぼり、この10年間で約30万人増えました。また、都内人口に占める外国人人口の割合は5%を超え、複数の区市町村では10%を超えており、今後更なる増加も見込まれます。

異なる国籍や文化的背景を持つ人との関わりが増え、様々な違いを「壁」と感じることがあったとしても、その「壁」を乗り越え、外国人も日本人も、安心していきいきと暮らすことのできる社会を実現していくことが重要です。

外国人を含め、都民一人ひとりが自らの力をいかに発揮できる。互いの文化的差異を認め合いながら、誰もが地域社会の一員として活躍することができる。人口減少・少子高齢化が急激に進行する中、多様性の意義を再確認し、こうした環境を整えていくことこそが、東京の持続的成長につながります。

こうした想いを込め、今般策定した「2050 東京戦略」では、東京が、世界で最も外国人が暮らしやすく、世界から「選ばれる都市」となり、都市の文化的多様性の高さを源泉に、更に成長していくビジョンを描きました。

世界の成長を牽引する都市へと東京をリ・ビルド（再構築）し、全ての「人」が輝き、一人ひとりが幸せを実感できるような「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を、皆様とともに実現してまいります。

2025年6月

東京都知事

小池百合子

目 次

第1 東京の多文化共生社会 「いま」と「これから」	1
1 東京の人口と在住外国人の状況	1
2 2050年の東京を取り巻く状況	9
第2 多文化共生社会実現のために目指す基本目標と3つの施策目標	14
1 基本目標	14
2 施策目標と展開例	14
3 施策の体系	33
第3 多文化共生社会を実現するために必要な各主体の役割	34
1 国、東京都、東京都つながり創生財団、区市町村、区市国際交流協会、外国人支援団 体の役割	34
2 都民や企業、教育機関など全員参加による多文化共生推進	38
資料編	42
<資料> 多文化共生推進委員会	43

第1 東京の多文化共生社会 「いま」と「これから」

1 東京の人口と在住外国人の状況

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）は、都心部からの転出傾向や外国人の帰国など、近年の人口動態にも大きな影響を与えた。2023年5月の5類移行後は、社会経済活動が回復し、外国人人口の増加等により、東京の総人口は2025年1月1日現在で約1,400万人となった¹。

東京の人口は、今後もしばらくは増加が続き、2030年の1,426万人をピークに減少に転じると予想されている。地域別にみると、区部は2035年、多摩・島しょ地域は区部より早く2025年に人口のピークを迎える見込みである²。

今後、東京においても少子化による労働力人口の減少とともに経済規模が縮小し、都市としての活力の低下や経済活動の停滞、社会保障費の負担の増大等が懸念される。

（1）外国人人口

東京の外国人³人口は2025年1月1日現在で約72万人であり、コロナの影響で、2021年及び2022年は前年同月比で減少したものの、2023年から再び増加に転じている。

東京の総人口が20年前と比較して約12%増加しているのに対し、外国人人口は20年前と比較して約104%増加しており、2025年には過去最多となった。【図1】

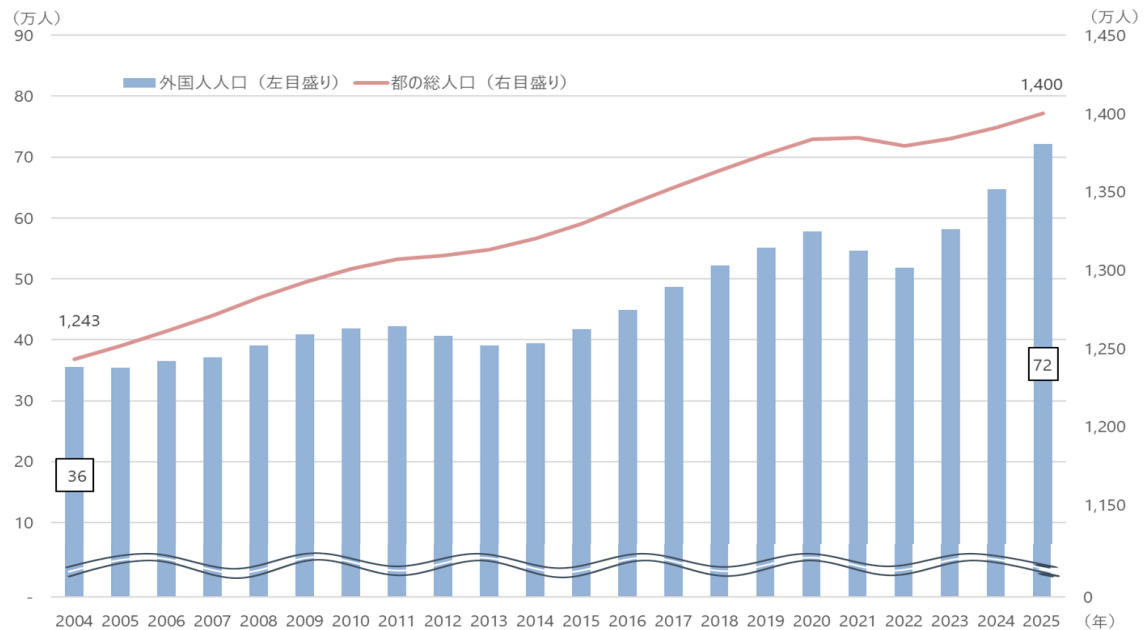
東京は外国人人口が全国で最も多く、全国の外国人のうち約20%が東京で暮らしている。また、総人口に占める外国人の割合も全国で最も高い。【図2・3】

¹ 東京都総務局「住民基本台帳による世帯と人口」

² 東京都政策企画局「2050 東京戦略 付属資料 東京の将来人口（令和7（2025）年3月改訂）」

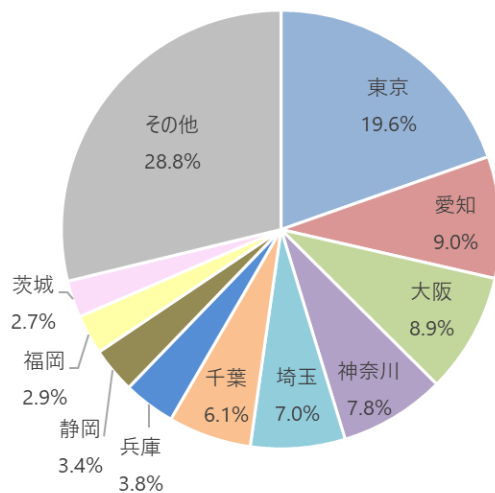
³ 適法に3か月を超えて在留等し、住民基本台帳に登録している外国人

図1 都の総人口と外国人人口の推移



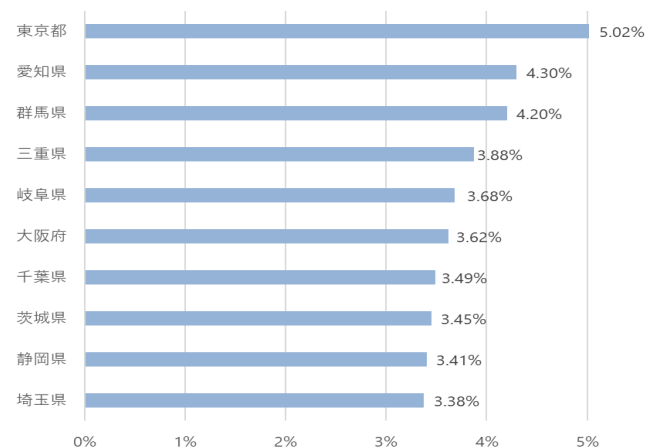
(資料) 東京都総務局「住民基本台帳による世帯と人口」を基に作成 ※各年 1 月 1 日現在

図2 在住外国人の都道府県別割合
(2024 年 6 月末現在)



(資料) 法務省「在留外国人統計」を基に作成

図3 総人口に占める在住外国人の割合
(2024 年 6 月現在)



(資料) 法務省「在留外国人統計」及び各都道府県人口統計を基に作成

(2) 外国人労働者数

都道府県別外国人労働者数は、東京が最も多く、全国の 25.4% を占める。【図4】

また、東京の外国人労働者数は増加しており、2024 年には 58 万 6 千人と、2016 年の 1.7 倍になった。【図5】

図4 都道府県別外国人労働者割合
(2024年10月末現在)

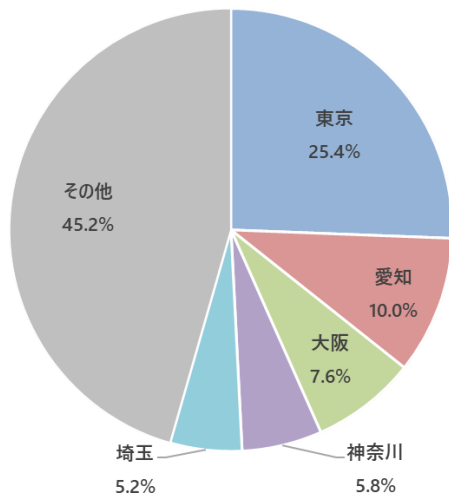
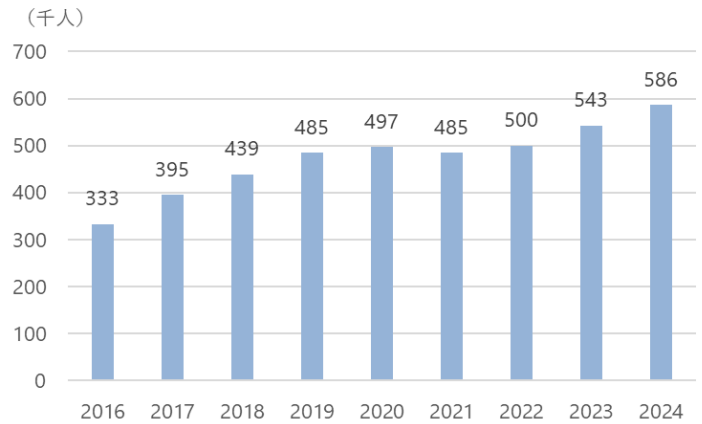


図5 東京都における外国人労働者数の推移

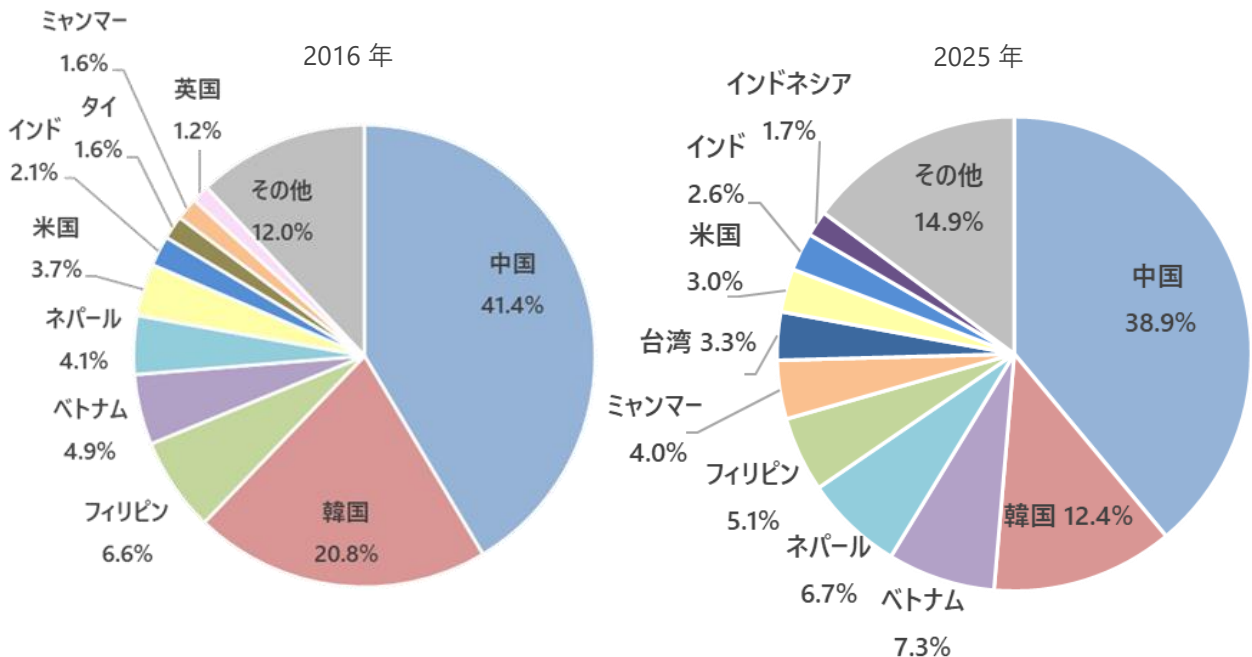


(資料) 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」を基に作成 ※各年10月末現在

(3) 国籍

東京に暮らす外国人の国籍をみると、2016年は、中国籍と韓国・朝鮮籍で62%を占めていたが、現在はベトナム、ネパール、ミャンマー国籍の割合が増加し、多国籍化がますます進んでいる。2025年1月1日現在、東京には、187の国・地域の外国人が住んでおり、多様な文化や価値観等を有する人々が集まっていると言える。【図6、図7】

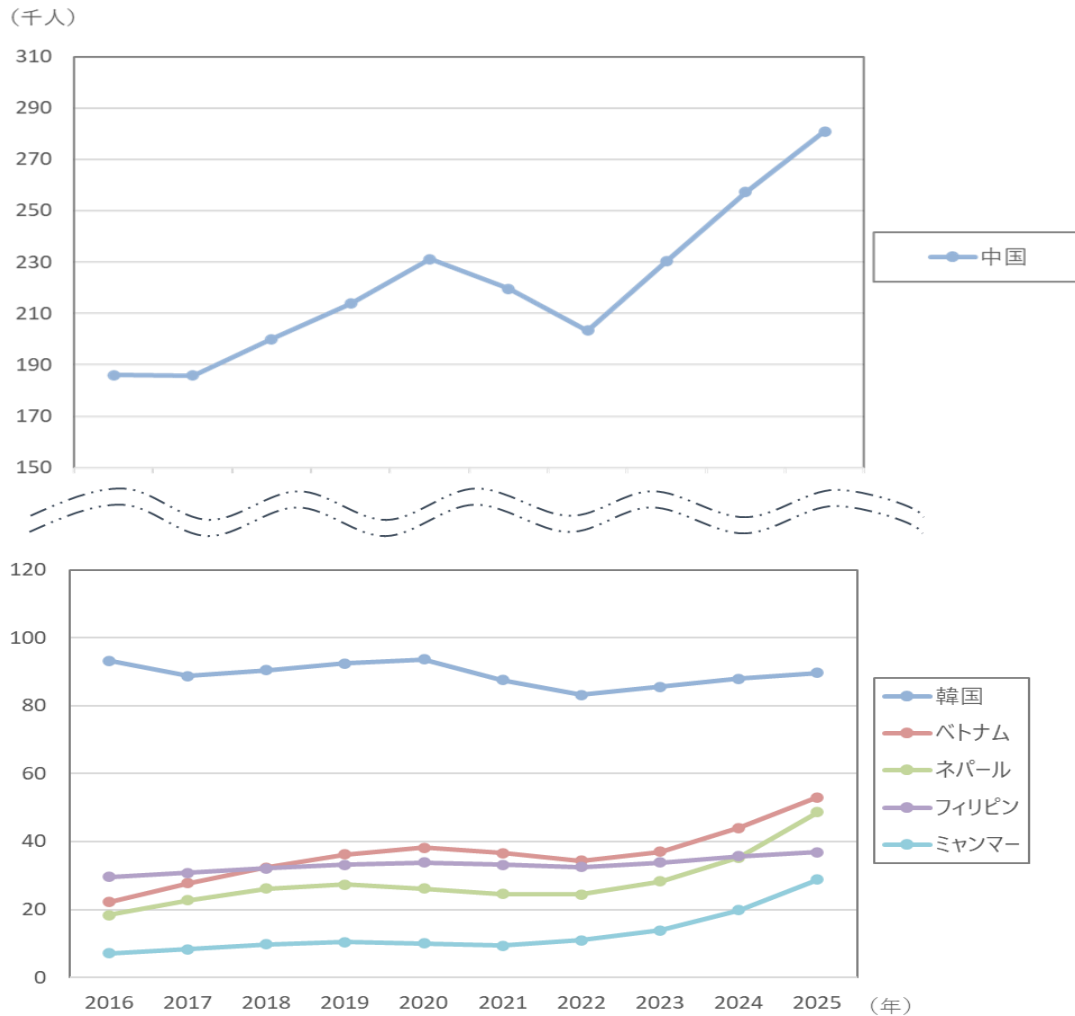
図6 国籍別在住外国人の割合 (東京都)



注) 2016年の中国は台湾を、韓国は朝鮮を含む。

(資料) 東京都総務局「外国人人口」を基に作成

図7 国籍別外国人人口の推移（上位6か国）



注）2016 の中国は台湾を、韓国は朝鮮を含む。

（資料）東京都総務局「外国人人口」を基に作成

（４）区市町村別の外国人人口及び割合

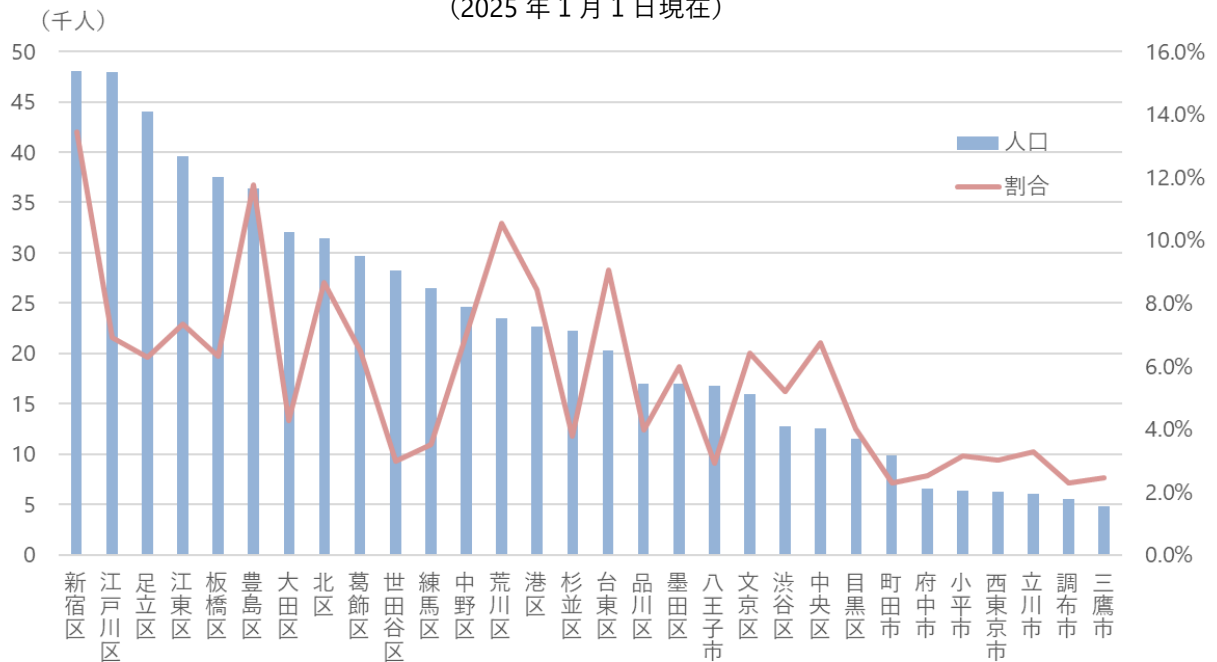
2025 年 1 月 1 日現在の外国人人口を区市町村別にみると、新宿区が最も多く、次いで江戸川区、足立区と続く。外国人人口の住民に占める割合は、新宿区、豊島区及び荒川区が 10% を超えている。江戸川区や足立区、江東区は外国人人口が多いものの、区の総人口も多いことから外国人の割合はそれほど高くない。区部と市部で比較すると、外国人人口及び住民に占める割合は、共に区部が高くなっている。【図8】

国籍をみると、中国籍は江東区で最も多く、韓国・朝鮮籍は新宿区で最も多い。ベトナム国籍及びフィリピン国籍は江戸川区や足立区に多く在住し、インド国籍及びインドネシア国籍は江戸川区が最も多い。【表 1】

このように、区市町村によって在住外国人の状況は異なっていることが分かる。

図8 東京都内区市町村別外国人人口・割合（上位30位）

（2025年1月1日現在）



（資料）東京都総務局「住民基本台帳による世帯と人口」基に作成

表1 東京都内区市町村別国籍別外国人人口（上位3位）（2025年1月1日現在）

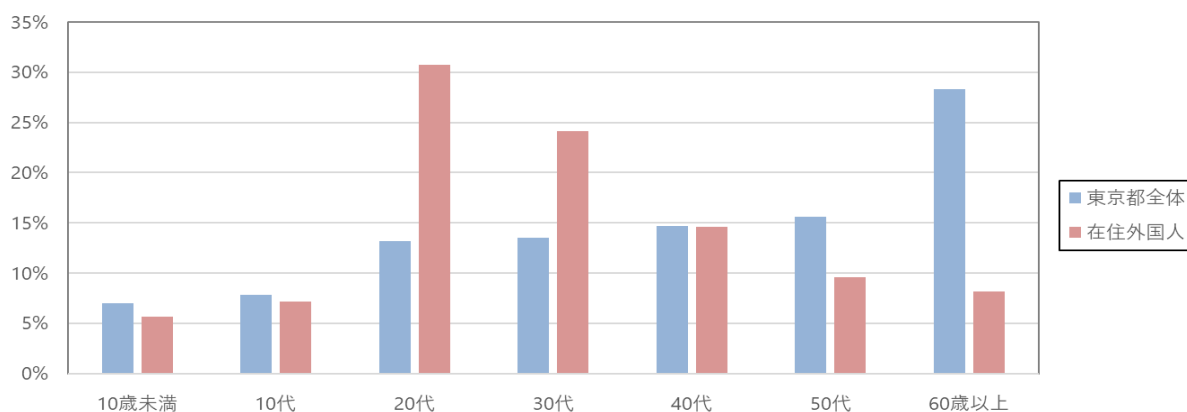
	国籍	第1位		第2位		第3位	
1	中国	江東区	19,953 人	新宿区	18,623 人	足立区	18,421 人
2	韓国	新宿区	9,089 人	足立区	6,796 人	江東区	4,499 人
3	ベトナム	江戸川区	4,124 人	足立区	4,042 人	大田区	2,960 人
4	ネパール	新宿区	4,384 人	大田区	4,087 人	豊島区	3,589 人
5	フィリピン	足立区	3,990 人	江戸川区	3,360 人	大田区	3,015 人
6	ミャンマー	豊島区	4,587 人	新宿区	2,919 人	北区	2,815 人
7	台湾	新宿区	1,949 人	豊島区	1,306 人	世田谷区	1,272 人
8	米国	港区	2,698 人	世田谷区	2,363 人	渋谷区	1,404 人
9	インド	江戸川区	7,484 人	江東区	4,076 人	台東区	799 人
10	インドネシア	江戸川区	1,017 人	足立区	881 人	大田区	789 人

（資料）東京都総務局「外国人人口」を基に作成

（５）年齢構成

東京の人口は、2025 年 1 月 1 日現在 60 歳以上の割合が 25%を超え、約 4 人に 1 人が高齢者である。一方で、都内在住外国人は 20 代が最も多く、20 代・30 代で 50%以上を占める若年層中心の年齢構成となっている。さらに近年は、外国にルーツを持つ 10 代や 10 歳未満の子⁴も増加しており、年少世代の割合も高くなっている。【図 9】

図 9 都人口・都内外国人人口の年齢別構成
(2025 年 1 月 1 日現在)



(資料) 東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」を基に作成

（６）在留資格から見た東京の特徴

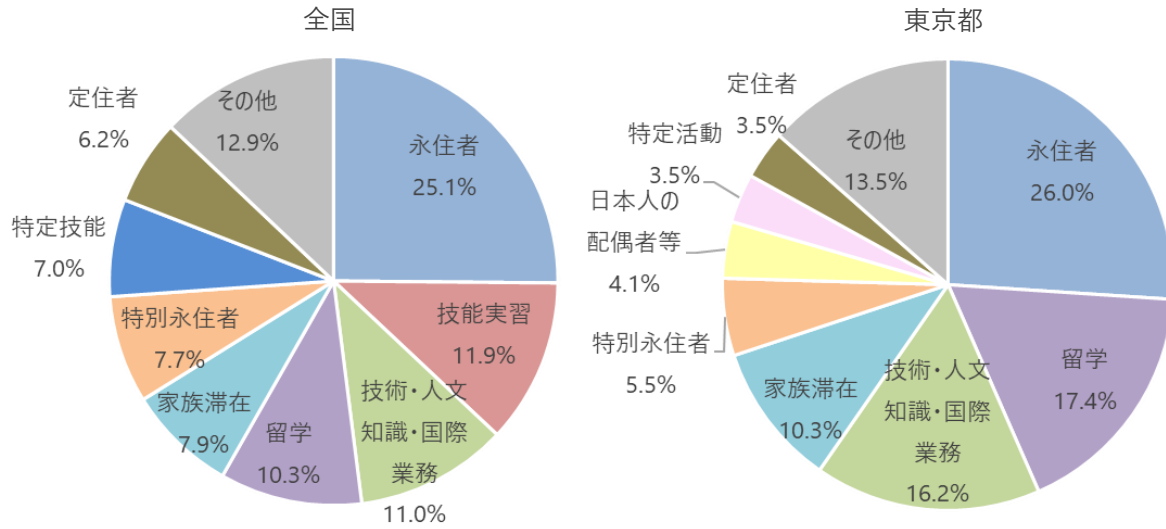
東京には、多くの企業や教育機関が立地しているため、在留資格別の割合でみると、全国に比べ「技術・人文知識・国際業務」など、専門的・技術的分野の在留資格と「留学」の比率が高い。【図 10・表 2】

専門的・技術的分野の人材も留学生もコロナ禍で一時的な減少が見られたものの、現在は再び増加している。【図 11】

都道府県別では、専門的・技術的分野の人材、留学生ともに約 33%が東京に在留している。【図 12】

⁴ 自分の国籍に関わらず、親のいずれかまたはその両方が外国籍である子供や、日本語が母語ではない子供

図 10 在留資格別割合（2024 年 6 月現在）

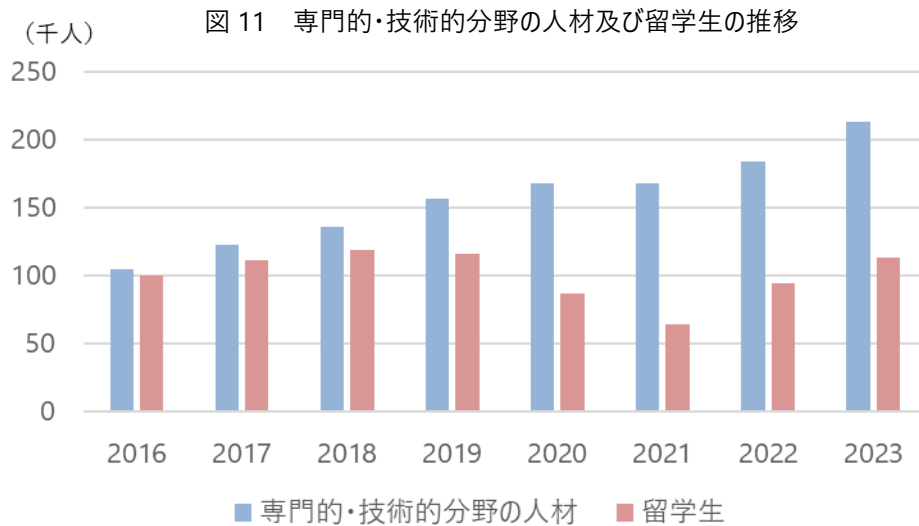


（資料）法務省「在留外国人統計」を基に作成

表 2 企業数等の全国に占める割合

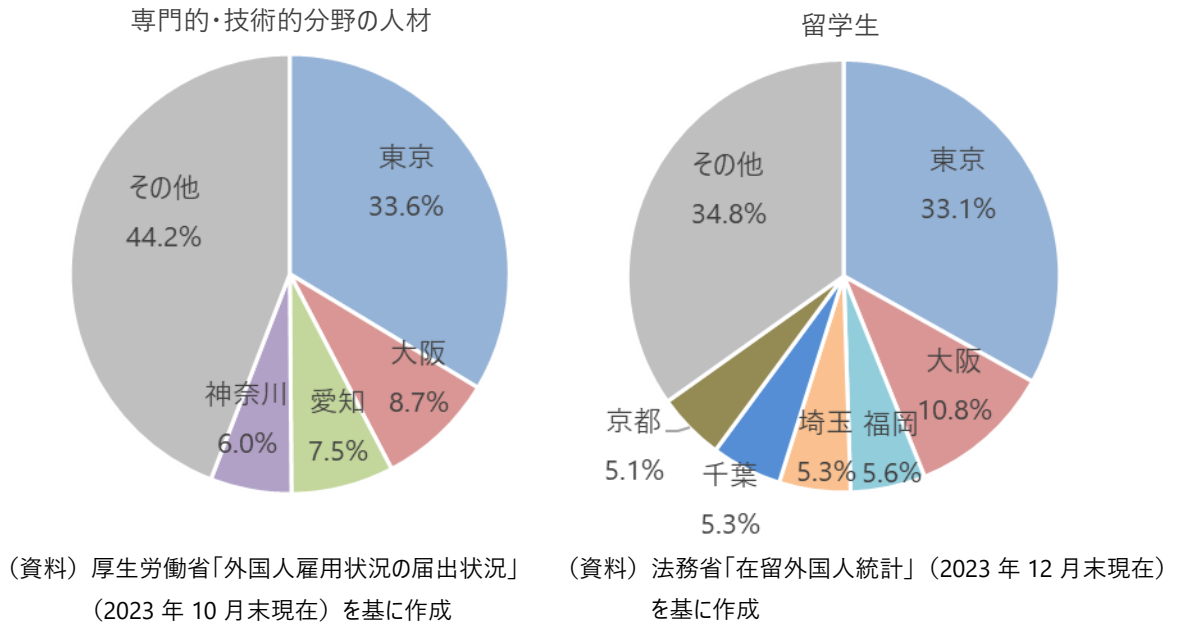
	東京都	全国に占める割合	調査年度
企業数（個人経営＋会社企業）	424,079社	12.5%	2021年
外資系企業数	2,374社	75.3%	2023年
大学数	145校	17.8%	2024年

（資料）東京都産業労働局「グラフィック東京の産業と雇用就業 2024」、
文部科学省「学校基本調査」を基に作成



（資料）専門的・技術的分野の人材は毎年 10 月末現在の数（厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」より）
留学生は毎年 12 月末現在の数（法務省「在留外国人統計」より）

図 12 専門的・技術的分野の人材及び留学生の都道府県別割合



(7) 東京の在住外国人の状況のまとめ

以上から、東京には、文化的にも経済的にも様々な背景を持った外国人が、様々な地域で暮らしていることがわかる。また在留資格別の割合でみると、留学生など比較的短い期間で居住する人がいる一方で、定住する人の割合が高く、在住期間が長期化する傾向がある。それぞれの状況によって働き、学び、暮らすためのニーズは異なる。

今後、東京に暮らす在住外国人がますます増加する中で、より一層地域の一員としての位置づけが大きくなるものと考えられる。東京において多文化共生社会を実現するためには、外国人に対する活躍支援と生活支援だけでなく、日本人と外国人との相互理解の促進もあわせて総合的に展開する必要がある。

2 2050 年の東京を取り巻く状況

(1) 予測される社会情勢の変化

日本国内の総人口に占める在住外国人の割合が 2050 年に 7% に増加すると推計されているが、2025 年 1 月 1 日現在、都内には在住外国人の割合が 7% を超える自治体は既に 9 団体ある。つまり、東京では多文化共生に向けた様々な問題・課題が先鋭的に顕在化しつつあるといえる。

また、社会の変化が加速度的に進み、不確実性が一層増す中においても、都は時代の変化・変革を先読みし、様々な課題に対応していかなければならない。

そこで、都政を取り巻く情勢の変化を明らかにしたうえで、2050 年の東京が目指すべき多文化共生社会を描き、その実現のために必要な方向性を提示したい。

ア 人口動態の変化

(ア) 2050 年の日本

国立社会保障・人口問題研究所の推計⁵によると、国内の総人口は 2020 年の 1 億 2,600 万人から 1 億 470 万人に約 2 割減少する。一方、高齢化率は 2020 年の 28.6% から 37.1% に上昇する。さらに、外国人は約 730 万人に増加し、総人口に占める割合は 7% に上昇する。

(イ) 2050 年の東京

東京都の推計⁶によると、都内の総人口は 2030 年をピークに緩やかに減少する。【図 13】

高齢化率は 2050 年には 29.3% (約 3 人に 1 人が高齢者 (65 歳以上)) に上昇し、高齢化が更に進行する。高齢化の進行に伴い、世帯主の年齢が 65 歳以上の高齢世帯が増加し、そのうち一人暮らしの世帯は 2020 年の 89 万世帯から 2050 年には 124 万世帯に増加、高齢世帯の 46.5% を占める見込みである。

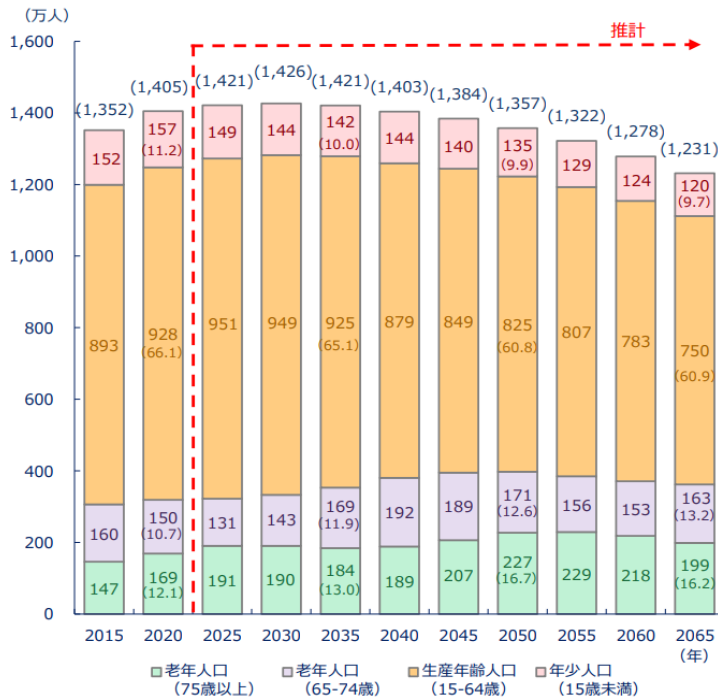
また、年少人口 (15 歳未満) は 135 万人、生産年齢人口 (15~64 歳) は 825 万人となり、2020 年に比べ年少人口は 14%、生産年齢人口は 11.1% 減少する見込みである。2020 年は現役世代 (生産年齢人口) 約 3 人で 1 人の高齢者を支えていることになるが、

⁵ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (令和 5 年推計)」

⁶ 東京都政策企画局「2050 東京戦略 付属資料 東京の将来人口 (令和 7 (2025) 年 3 月改訂)」

2050年には約2人で1人の高齢者を支える社会が到来することになる。

図 13 東京の将来人口（年齢階級別人口の推移）



（出典）東京都政策企画局「2050 東京戦略
付属資料 東京の将来人口（令和 6 年 8 月改訂）」

東京の外国人はどれだけ増えるの？

公表されている推計値がないため、2020 年と 2050 年（推計）における日本の外国人比率を基に単純計算した参考数値⁷を、2050 年の東京のイメージとして提示する。

まず、東京の外国人人口は 2020 年の約 58 万人（総人口に占める割合は 4.2%）から、2050 年には約 192 万人に増加し、総人口の 13.3%を占める計算となる。区市町村別にみると、区部では約 16%、市部でも約 7%に上昇する。

また、都内の生産年齢人口のうち、外国人の生産年齢人口は約 113 万人（約 12%）、年少人口は約 63 万人（約 7%）、老年人口は約 17 万人（約 2%）となる。

⁷ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」「地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」、東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和 2 年 1 月）」をもとに単純計算したもので、2050 年までに起きる社会経済環境の変化や諸政策（外国人受入れ等）及びその他の人口変動要因の趨勢は一切考慮していない。

イ 社会・経済情勢の変化

「2050 東京戦略」においては、都政を取り巻く情勢の変化を以下のとおり整理している。

(ア) 社会経済情勢の変化

森記念財団の世界の都市総合ランキング 2024 では、東京は、総合スコアで 48 都市中最大の伸びとなり、東京の評価が高まっている。

コロナ禍を乗り越え、経済面の複数の指標において、過去最高を更新するほか、次代を担う若い力の成長への期待が高まるなど、社会経済情勢に変化が生じている。

(イ) 人口減少・少子高齢化

東京では、2035 年には高齢化率が約 25%に達し、2065 年には現役世代 2 人で 1 人の高齢者を支える社会が到来。高齢化による社会保障費の増大も懸念される。

近年、労働力の超過需要による人手不足感が強まっており、今後、生産年齢人口の減少も相まって、労働力不足の深刻化が懸念。

(ウ) 気候危機

地球の平均気温の上昇幅は、1990 年以降上昇トレンドに転じ、2024 年には過去最高を更新し、初めて 1.5 度を超えた。地球沸騰化が叫ばれる中、気候危機は一刻の猶予も許されない深刻な状況。

猛暑や局地的大雨の頻発化など、気候変動がもたらす災害の脅威は深刻化。

気候危機の深刻化に伴い、世界的にも災害が頻発化・激甚化しており、経済面でも 1970 年代と比較しても 8 倍超の損失が生じている。

海面は 2050 年までに 2023 年から最大 30cm 上昇するとの予測もある。このペースで上昇し続ければ、大津波の発生頻度が現在の 30 倍に増えるとの試算も存在。

(エ) AI 等テクノロジーの進化

生成 AI をはじめとするテクノロジーの爆発的な進化スピードは我々の予想をはるかに超えており、今後、生活のあらゆる場面で不可欠な存在となっていく。

生成 AI やエージェント型 AI 等の急速な発達により、AI が人間の知能を超える瞬間、いわゆる「シンギュラリティ」が予想よりも早く到来するという予測もある。

(オ) 構造的課題の先鋭化

ロシア・ウクライナ情勢に加え、米中覇権争いといった国際情勢の悪化などにより、サプライチェーンの混乱などが発生。

エネルギー自給率や食料自給率の低さなど日本が抱えてきた構造的課題が先鋭化。

これらを踏まえると、多文化共生に関連して、例えば次のような変化が想定される。

まず、日本国内及び都内において外国人人口とその総人口に占める割合がこれまで以上に増加すると予想されることから、東京の生活をともに支える一員として、外国人が暮らしやすい共生社会の実現が一層求められる。今後、日本社会全体の高齢化が見込まれる中、在住外国人の高齢化も進むことにより、言語や文化の異なる外国人高齢者の介護・福祉ニーズも高まることが想定される。

また、生成AIをはじめとするテクノロジーの進化に伴い、多言語翻訳技術の向上が期待され、言語学習は単なる情報伝達手段としてだけでなく、デジタルでは代替の難しい心理的な交流のための手段として習得することが求められるなど、言語学習の意義についても変化すると考えられる。

さらに、今後いつ発生してもおかしくない首都直下地震や、激甚化する自然災害等の脅威を踏まえると、地域防災の重要性がより一層高まり、これまで以上に地域コミュニティを活性化させていくことが求められる。

他にも、国の外国人材受入れ施策として、技能実習制度に代わる育成就労制度が2027年から新たに施行される。同制度では、就労を通じた人材確保及び人材育成を目的に、原則3年で特定技能1号の水準の人材を育成するとしており、家族帯同や無制限就労が可能な特定技能2号へのキャリアアップも容易となる。2023年の特定技能2号の対象分野拡大とともに、同制度により外国人の更なる定住化が見込まれることになる。

(2) 2050年の東京の将来像

こうした都政を取り巻く情勢の変化も踏まえ、「2050 東京戦略」では、2050 年代のビジョンの一つとして「世界で最も外国人が暮らしやすく、世界から『選ばれる都市』となり、都市の文化的多様性の高さを源泉に、東京が更に成長」を掲げている。

この将来像を具体化するため、多文化共生推進委員会において 2050 年の東京や日本が

こうなってほしい目指すべき社会と回避すべき社会の将来像に関して意見を聴取した。

ア こうなっていてほしい目指すべき社会（Good シナリオ）

- ・ 外国人自身が「都民」として社会に貢献していると感じ、活躍できる社会
- ・ 外国人が地域社会の一員として暮らし、地域活動への参加など、日本人住民と豊かな新しい地域を共に作り上げられる社会
- ・ デジタル化の進展だけでなく、多言語対応、地域日本語教育の推進、やさしい日本語⁸の普及によって、日本人・外国人が言葉の壁を意識せずに交流できる社会
- ・ 誰もが多様性を価値と感じ、多様な人々と共生することが日本の課題解決に繋がる社会

イ 何もしなければこうになってしまう、回避すべき社会（Bad シナリオ）

- ・ 日本人・外国人を問わず人材が国外に流出し、東京の国際的地位が低下した社会
- ・ 教育や福祉の支援が十分に機能せず、社会から孤立した家族や子供たちが増えている社会
- ・ 外国人が一方向的に「義務を怠る」「非協力的だ」とレッテルを貼られ、差別・偏見意識が助長・拡大される社会
- ・ 日本社会や文化に興味がなく、地域になじもうとしない人が増え、日本人との摩擦の増加や治安の悪化といった社会不安や地域分断に陥る社会

2050年には下段のようなBadシナリオを回避し、上段のようなGoodシナリオの社会を実現するために、各主体が目標を共有し、互いに連携しながら、より効果的な取組を体系的に推進していかなければならない。

⁸ 文法・言葉のレベルや文章の長さに配慮し、わかりやすくした日本語（東京都つながり創生財団「やさしい日本語活用事例集」より）

第2 多文化共生社会実現のために目指す基本目標と3つの施策目標

1 基本目標

2050年の東京が「世界で最も外国人が暮らしやすく、世界から『選ばれる都市』となり、都市の文化的多様性の高さを源泉に、東京が更に成長」していくために、下記のとおり基本目標を定める。

多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現

2 施策目標と展開例

基本目標で掲げた社会を実現するため、3つの施策目標を掲げ、取組を進めていく。

施策目標1

全ての外国人が活躍できる社会の仕組みづくり

外国人が持てる能力を最大限発揮し、活躍できる環境を整備するとともに、住民の一人として外国人が地域社会へ参加することを促進

東京に暮らすことで、誰もが幸せを実感でき、住み続けたい都市となるためには、全ての外国人がその能力を最大限発揮し、東京の一員として社会で活躍できる環境を整備することが必要である。この実現に向けては、以下のような現状・課題がある。

※多文化共生推進委員会での主な意見

- ・地域日本語教育を通じて地域への定着を目指すことが重要であり、東京として更なる取組が必要
- ・日本語が話せない子供たちをそのまま放置すると、学校に行けない、就職できないということになり、社会の一員として活躍することが難しくなる。
- ・不就学の子供が相談できる居場所とそこからのつなぎ先が必要
- ・今後、外国人を支援の対象として見るのではなく、地域社会に貢献したい、協力したいという外国人の力を引き出していくことが重要

・来日する外国人の中には、東京で起業を希望する人も多い。経済活動を盛り上げてくれる優秀な人材が就労や起業を希望する際に、その希望を叶えやすくするための環境整備が必要

（１）地域日本語教育の推進

（現状）

2019 年に施行された「日本語教育の推進に関する法律」（以下「日本語教育推進法」という。）に基づき、多くの自治体で、地域日本語教育の取組が検討されるようになったが、その取組状況や内容は地域の在住外国人の状況や日本語教室等の有無によって様々である。

都では、2023 年に区市町村が主体的に体制を構築する上で参照できるように目標や目指すべきレベルを定めた「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」をまとめ、区市町村の取組をバックアップしている。

（課題）

区市町村が主体となった地域日本語教育の体制づくりは着実に推進されてきているが、取組状況や内容は地域によって依然差がある状態である。

また、日本語学習機会を提供していても、行政や地域と接点を持ってない/持とうとしない外国人住民にどうしたら地域の日本語教育に関心を持ち、参加してもらえるか、課題に感じている自治体も多い。

来日間もなく日本語を学習したことのない方や、地域との接点を持ってない外国人住民を日本語教育の場につなげられるよう、区市町村をはじめ、国際交流協会等地域の様々な主体と連携して地域日本語教育の体制整備を更に推進していく必要がある。

（施策の展開例）

➤ 日本語教育を通じた地域とのつながりづくり

来日間もなく日本語を学習したことのない方や、地域と接点を持ってない外国人住民を、日本語教育の場（日本語教室）につなげ、初期段階の日本語を学ぶ機会を提供する。

また、地域の日本語教育を実施する様々な主体との連携促進のための研修会等の開催や、都域の地域日本語教室の情報を多言語で広く発信し、日本語を学ぶ機会の拡大を図る。

（２）日本語を母語としない子供の支援

（現状）

東京に暮らす在住外国人の増加に伴い、外国人の年少人口も増加傾向である⁹。都は 2022 年 4 月に「子供政策連携室」を設置し、組織横断で取り組む「リーディングプロジェクト」の 1 つとして、関係各局が連携し「日本語を母語としない子供」への支援を展開している。

（課題）

日本語を母語としない子供の中には、日本語が十分にわからない、または日常の会話は普通にできるものの、読み書き、特に学習に必要な言語の習得が不十分な場合も少なくない。

そのため、学校教育の場においては、多様な背景や環境の中で育っている児童・生徒等が、自分の母語や母文化とは異なる環境で学んでいることなど、その多様な背景を踏まえて教育を行うことが大切である。

また、地域においては、母語や母文化に触れられる交流の場等を設けることによって子供の自尊心や健全なアイデンティティの形成につなげることが求められる。

日本語を母語としない子供が自分らしくいきいきと活躍できる社会を目指して、地域や学校への適応を支援するとともに、心理面や生活面等の支援を引き続き行う必要がある。

（施策の展開例）

➤ 日本語学習の機会の充実と日本語指導の質の更なる向上

学校教育においては、日本人と外国人生徒がともに学ぶ環境の特長を生かし、都立高校におけるダイバーシティ教育を推進するなど、公立学校における外国人の子供に対する日本語指導・支援の充実を図る。

➤ 子供目線の相談体制や居場所づくりを促進

地域においては、日本語を母語としない子供やその保護者の困りごと等を把握し、適切な情報や支援につなぐ「多文化キッズコーディネーター」の配置や、子供の居場所として、「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備えた「多文化キッズサロン」を設置する区市町村を支援する。

また、母語が日本語ではない保護者が、子育てや教育に関する情報を取得し、教育・保育施設等を円滑に利用できるよう、多言語に対応する相談窓口を設置する区市町村を支援し、子供と保護者を共に支援する。

⁹ 東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書（令和 6 年度）」

(3) 外国企業や人材の受入

(現状)

都は、東京を世界一のビジネス都市として進化させるため、高度外国人材の積極的な受入れ・就労促進を実施している。

外国人・外国企業の都内進出をサポートするため、ビジネスに関する多様な支援ニーズをワンストップかつ英語で対応する窓口（ビジネスコンシェルジュ東京）を設置しているほか、会社設立に係る手続を英語で完結できる体制を整えている（東京開業ワンストップセンター）。

また、外国人の東京での創業活動を支援するため、外国人の起業準備活動を最長2年まで延長できる新しいスタートアップビザ（外国人起業活動促進事業）の申請受付を開始している。

(課題)

外国から企業が進出する際に必要な手続き等のビジネス面でのサポートに加え、医療制度、子供の教育環境等の生活のために知っておくべき日本の制度や慣習など、東京で暮らすための有用な情報を提供する必要がある。さらに、言葉の壁等から情報の取得方法などに課題を感じているビジネスパーソンも多いことから、正しい情報に容易にアクセスできるようにするなど、地域等とも連携し、総合的にサポートをすることが必要である。

(施策の展開例)

➤ 外国企業の東京進出支援

東京へのビジネス展開を考える外国企業のビジネスパーソン等に対し、東京で暮らすために必要なルール等の情報を多言語でウェブサイトや冊子により紹介する。

また、東京進出後の帯同家族を含めた生活面のサポートの観点から、英語での相談対応・同行支援等の伴走型サポートや、外国人向け生活情報等の発信を行うほか、高度外国人材の子供の教育環境充実に向けて、都内でのインターナショナルスクールの設立等に関するコンサルティング型支援を実施する。

さらに、ビジネス面のサポートの観点から、外国人が東京での起業をスムーズに行えるよう規制や手続きの簡素化を図っていくとともに、外国企業と都内企業とのマッチングを支援するなど、外国企業が国内（都内）でビジネスネットワークを構築しやすい環境を整えていく。

（４）留学生を含む外国人材の活躍支援

（現状）

国は、国際競争力の強化の一環として、外国人の留学生・受入れを 2020 年までに 30 万人にするという計画を、2033 年に 40 万人にすると上方修正した¹⁰。東京には多くの教育機関が立地しているが、多様な国、地域から外国人留学生の受入れを促進し、卒業後も日本で活躍できるよう日本語教育の支援体制を整備している学校も多くある。

労働力人口の減少が進む中、外国人材をはじめとした多様な人材の活躍に向けた取組が求められている。

（課題）

東京で学問に励み、生活している留学生は、卒業後も東京で就業し、活躍されることが期待される。しかし、卒業後も「日本において就職希望」と回答する私費留学生は、近年減少傾向である¹¹。また、日本国内で就職した留学生からは日本の就職活動の仕組みや企業研究の方法を知らないため、就職活動が難航し、東京で活躍したくても就職ができないという声もある¹²。

留学生を含む外国人材が東京において就業し、活躍する機会を広げていくことは、海外展開を進めたい中小企業が日本と母国をつなぐ役割を果たす存在を確保できるだけでなく、企業価値の向上にもつながる。

留学生を含む外国人材が地域で定住・定着し、より一層活躍できるようになるための支援を行っていく必要がある。

（施策の展開例）

➤ 留学生等の外国人材の就業・受入れ支援

「東京外国人材採用ナビセンター」において、日本での就職を希望する留学生等の外国人材に対して、就職セミナーやインターンシップ等を実施し、日本での就職や都内中小企業に関する情報提供を行う。

また、外国人採用に関する中小企業の相談に常時対応するとともに、外国人材の活用を希望する企業に対し、情報提供やコンサルタント派遣等を行うことで、中小企業の多様なニーズに対しきめ細かな支援を行う。

¹⁰第 5 回教育未来創造会議（2023 年 3 月 17 日）

¹¹（独法）日本学生支援機構「私費外国人留学生生活実態調査概要（令和 5 年度）」

¹²（独法）日本学生支援機構「外国人留学生進路状況（令和 3 年度）」

(5) あらゆる場面における外国人当事者の社会参画・活躍促進

(現状)

住民の高齢化が進む中、町会・自治会や、ボランティア団体の担い手も高齢化が進んでいる。2023年に都が実施した「町会・自治会活動に関する調査」によれば、町会・自治会への加入率は年齢が下がるにつれて加入の割合が低くなっており、活動の担い手の高齢化や担い手不足が課題に挙げられている。

(課題)

職場や学校など日常生活の付き合いの中で、課外活動に参加することはあっても、コミュニケーション等の壁や情報不足により、町会や自治会といった地域活動に参加する人が少ないのが現状である。外国人住民も日本人と同様、地域の構成員であり、支援の受け手として捉えるだけではなく、地域の担い手として活躍できるよう地域活動への参加の機会拡大に取り組む必要がある。

(施策の展開例)

➤ 地域活動等への参画促進

通訳や翻訳など外国人の能力を活かしたボランティア活動や、日本語ができなくても参加できるボランティア活動等の情報を積極的に外国人に提供し、参加を促していく。

また、区市町村等と連携し、町会・自治会への加入の促進を図るほか、「やさしい日本語」を使ったコミュニケーションをとるなど、外国人が地域活動に住民の一人として参加できる環境づくりを進め、日本人と共に活躍できる環境を充実させる。

ウクライナ避難民支援について

2022 年のロシアによるウクライナ侵攻以降、都内には 600 名を超えるウクライナ避難民が居住している（2025 年 1 月現在）。

2023 年 12 月から、補完的保護対象者の認定制度¹³が開始され、多くの避難民が認定を受けている。国から認定されると、安定した在留資格の付与や日本語教育等のプログラムを受けることができる。

都では、多くのウクライナ避難民を都営住宅に受け入れ、生活、教育、日本語学習等に関する支援を実施している。生活支援に当たっては、東京都つながり創生財団や日本 YMCA 同盟とともに、それぞれの強みを活かし、連携して伴走支援に取り組んでいる（ポプートニク・トーキョー）。

居住先の自治体でも、各々の実情に応じ、地域とも連携しながら様々な支援が行われている。

都では、ウクライナ連携支援フォーラム等の場を活用し、国や居住先の自治体に加え、他道府県の自治体、民間の支援団体、支援者等とも連携し、今後の支援のあり方を検討している。

¹³ 条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民等を確実に保護する制度

教育・医療・防災など生活全般に関する情報だけでなく、観光・芸術文化・スポーツなどの情報も提供するなど、安心して生活でき、かつ東京での生活をより楽しめるようなサポートを充実

東京では、地域で暮らす外国人が安心して生活できるよう、区市町村や国際交流協会、外国人支援団体が中心となり、外国人の生活に関する様々な取組を実施している。外国人の生活に関して、以下のような現状・課題がある。

※多文化共生推進委員会での主な意見

- ・来日直後は、日本での生活に関する情報がなかなか行き渡らない。区市町村では外国人向け生活情報の冊子も作成しているところもあるが、実際に外国人の手に渡り、どれくらい活用されているか不明である。これらの情報を集約して周知することが大切
- ・医療、福祉、住居等における日本と外国のルールの違いなどについて、情報の窓口を一元化すると、支援策が生きる。
- ・東京に住む外国にルーツのある人々は多様であることから、それぞれをセグメント化し、ターゲットを意識した情報の発信、施策の展開が重要である。
- ・「やさしい日本語」の普及やコミュニケーションは重要だが、外国人相談の場面や、本当に困った時など、一定の言語レベルが必要なものは、多言語対応が必要
- ・高齢化した外国人の介護・福祉といった課題もあるため、既存の福祉制度に多文化対応を取り込んでいくことも重要

（１）生活面での情報提供

（現状）

日本で暮らす外国人が必要とする情報はそれぞれの抱える事情により異なるが、外国人向けの情報は、官民間わず多様な媒体から発信されており、多言語対応も進んでいる。しかし、依然として情報の入手に課題を抱えている外国人は多い¹⁴。

都では、外国人が地域で暮らすうえで必要な生活情報をポータルサイトに集約し、多言語での一元的発信を行っている。また、医療機関向けに外国人患者への対応に役立つ情報をポータルサイトにて発信している。さらに、観光の公式サイトを多言語で運営し、国内外に向

¹⁴ 出入国在留管理庁「在留外国人に対する基礎調査（令和４年度）」

け観光情報を発信している。

(課題)

外国人向けの情報は SNS 等をはじめ多様な媒体で発信されているが、正しい情報がどこにあるのかわからないといった声がある。情報を必要とする人が、わかりやすく正確な情報を容易に得られるようにするとともに、デジタル技術や SNS 等を活用しながら、外国人の特性や背景等を踏まえた効果的な働きかけ・周知を図る必要がある。

また、外国人が東京で活躍するためには、東京の生活を楽しむことも重要である。そのため、国際的なイベント等を通じ、東京の魅力を国内外に発信していく必要がある。

(施策の展開例)

➤ 生活情報等の一元的な提供

各地域でルールが細かく異なりトラブルの原因となりやすいごみの出し方をはじめとして、各自治体で提供されている生活情報等を集約し、一元的に発信する取組を推進する。

また、地域での外国人との共生、交流に関する好事例を発信し、地域の主体と外国人との共生の取組を促進する。

外国人や支援者に必要な情報が届くよう、地域コミュニティの中核である町会・自治会など多様な主体・媒体を通じ周知を図る。

➤ 医療機関等における外国人対応の充実

医療機関向けの広報や研修、通訳サービスの提供等を通じて、外国人患者の受入れ体制の整備を進める。

さらに、外国人向けに医療情報を一元的に発信するポータルサイトを構築、広報展開し、外国人が必要とする情報を容易に入手できる環境を整備する。

➤ 東京の生活をより楽しむための情報提供

世界に誇る「食」、江戸の歴史・文化やアニメ等のポップカルチャー、豊かな自然や多彩な光のイベント、芸術文化の鑑賞サポートなど、国際観光都市としての東京の魅力を提供し、より快適で充実した生活が送れる環境を整備する。

(2) 防災意識の普及啓発

(現状)

災害が発生した場合には、言語、生活習慣、防災意識が異なることによって状況把握や避

難方法に困難が生じ、避難所での生活を円滑に送ることも難しい方が存在する。都では、外国人を発災時の要配慮者に位置付け、発災時に外国人を含む避難者が安全に避難できる体制について検討を進めている。

（課題）

発災時に外国人が適切な避難行動がとれるよう、平常時から各主体が連携・協働して普及啓発や体制整備に取り組む必要がある。

発災時には、外国人が必要とする正しい情報を容易に得ることができるような環境を構築することが重要である。

特に地域においては、外国人住民が災害時において迅速かつ的確な行動が取れるよう、防災知識を備えておくとともに、地域防災の担い手としての活躍が求められている。

（施策の展開例）

➤ 平常時の啓発

防災知識の普及啓発など、自助による防災力の向上を促すほか、町会・自治会の防災訓練等への外国人住民の参画を支援するなど、地域住民との交流やつながりづくりを促進する。

➤ 発災時の迅速かつ正確な情報提供

平常時より、災害時対応訓練の実施、語学ボランティアの育成、在京大使館等との連携強化等を通じ、災害時の情報提供体制を構築する。

発災時には、区市町村等とも連携し、ホームページやアプリ等で災害情報を多言語で速やかに提供するとともに、観光情報センター等を通じて、外国人が容易に情報を入手できる体制を確保する。

（３）相談体制の整備

（現状）

外国人への相談窓口は国や都、区市町村、国際交流協会、民間支援団体など様々な主体が運営しているが、外国人の増加等に伴い、相談の内容も多様化かつ複雑化し、一つの窓口での問題解決が困難な事例が増えてきている。

都では、相談窓口に最新のつなぎ先や支援情報等を提供するシステムを構築し、相談機関や支援主体とのネットワークを築くことにより、多種多様な課題に対して適切な支援先の案内に努めている。また、電話相談をフリーダイヤル化し、生活困窮者等でも相談できる体制

を整備している。

(課題)

相談窓口が地域に浸透し、必要な方が気軽に利用でき、必要な支援につながるができるよう、更なる周知拡大に努める必要がある。

(施策の展開例)

➤ 都域全体で受け止められる相談体制の整備

悩みを抱えた外国人が相談窓口につながれるよう、日常的に外国人当事者が立ち寄る場所等への周知を図る。

また、システム等を通じて都内の様々な相談窓口等をつなぎ、悩みごとに応じた適切な機関を多言語で紹介できるような体制の充実を図るとともに、情報共有会や研修により相談員のスキルアップを図り、都域全体での相談の質を向上させる。

(4) 多様な地域リソースとの連携

(現状)

外国人住民が生活の中で抱える課題は一人ひとりの状況に応じて様々であり、その支援のあり方もそれぞれに異なる。地域には、行政機関のほか、民生委員・児童委員や、国際交流協会、NPO 等の外国人支援団体、社会福祉協議会、地域のボランティア日本語教室など様々な主体が存在しており、多言語対応をはじめ、支援の充実に努めている。

(課題)

地域にはフォーマルな福祉サービスとともに、様々なインフォーマルな福祉サービスも提供されており、外国人住民も地域の一員としてそれらのサービスを享受することが出来る。しかし、実際にサービスにたどり着くまでには、言語の問題や文化的な背景など様々な壁が存在する。

そのため、これら多くの関係機関と区市町村域を超えた連携を図りながら、外国人住民の生活をサポートしていくことが重要である。

(施策の展開例)

➤ 地域福祉における外国人対応

暮らしの中で必要な言語コミュニケーションの基盤を整備するとともに、行政窓口が外国人住民に対応する能力を高めるなど、教育、医療、就労、居住、防災、福祉といった生活各

分野における環境整備を進める。

「やさしい日本語」については、外国人はもちろん、障害者や高齢者、子供など多様な人々との交流に役立つことから、地域における普及を進めていく。

➤ **区市町村間のネットワーク構築**

就学や就労、医療など、地域で生活する上で生じる、居住する行政区域内だけでは完結しない課題について、近隣自治体間で情報共有しあえる関係を構築し、解決できる環境づくりを進める。

➤ **民間支援団体等による外国人支援事業の充実**

行政区に縛られないノウハウや専門性を有する民間支援団体等による生活支援や子供の学習支援など外国人一人ひとりのニーズに沿った事業を支援するとともに、住民同士の交流を生み「お互い様」の意識を育む取組や、地域のなかで助け合える環境づくりなど、「多文化共生社会の実現」に資する事業への支援も強化する。

➤ **多様なニーズに対応するため包括的にコーディネートする人材の育成**

地域における外国人の多様なニーズ等にきめ細かく対応するため、区市町村や国際交流協会、民間の外国人支援団体等の職員を対象に、教育・医療・福祉・労働・防災など、多岐にわたる分野を包括的にコーディネートし多文化共生社会づくりの中核となる人材を育成する多文化共生コーディネーター研修を実施する。

交通機関等の多言語対応の充実

都の交通機関や道路標識等の多言語対応については、東京 2020 大会の開催にあわせて多言語対応協議会が設置され、国の関係行政機関、関係地方公共団体、関係機関、民間団体及び企業等が相互に連携・協働して、わかりやすい案内を実現するための取組が進められてきた。

2025 年の世界陸上やデフリンピックの機会をとらえ、誰もが使いやすい駅づくりの実現に向け、「音声の文字化サービス」を始めとしたユニバーサルコミュニケーション（UC）技術の導入支援や、先進技術の導入を促進する仕組づくり、都民に分かりやすい情報発信を実施することとしている。

外国人を含む全ての人が互いの文化を尊重するとともに、日本のルールや習慣への理解を促進し、共に支え合う意識を醸成

多文化共生社会の実現には、国籍・民族・宗教等の違いを超えて、同じ社会をつくる一員として、多様性を尊重し受け入れる地域社会側の共生意識が必要である。多文化共生に関する意識について、以下のような現状・課題がある。

※多文化共生推進委員会での主な意見

- ・受入側である日本人の意識改革・意識醸成も必要
- ・例えば、ごみの出し方の問題など、文化・習慣の違いにより外国人と日本人との間でトラブルが発生する場合があるが、日本人に対しても文化・習慣の相互理解を進めるといった多文化共生についての考え方を普及啓発する必要があると感じている。
- ・意識醸成のためには、子供へのアプローチが重要。親が学校に働きかけることも必要
- ・外国にルーツを持つ人は支援される立場であるという無意識のバイアスを向けられることが課題。町会・自治会等地域のコミュニティでの多文化共生意識の醸成には時間がかかるが、外国にルーツをもつ人自身が地域に貢献できる場を広げていくことが重要
- ・多様性を認め共に暮らしていくという日本人側の配慮だけでなく、外国人側も日本文化に敬意を払い共生していくことが重要であり、日本人と外国人双方のムーブメントにしていく必要がある。
- ・銀行や不動産屋など暮らしに関わる手続きに難解な日本語が出てくることがある。地域において「やさしい日本語」が普及すると望ましい。

(1) 共生意識・異文化理解

(現状)

日本人も外国人も双方の文化・慣習に対する理解不足から、誤解や偏見、トラブルが生じるケースがある。また、外見や国籍だけで判断や区別をするなど、「外国人だからこうだ」という無意識の思い込みも依然として存在する。

都では、多様な人が共に支え合う「インクルーシブシティ東京」の実現に向け、外国人へのルールやマナーに関する情報提供及び普及啓発に取り組んでいるほか、広く都民等に対して、人権尊重の理念の浸透に向けた普及啓発等の取組を推進している。さらに、次世代を担う子供たちの多文化共生の精神を涵養し、協働する力の育成を行っている。

（課題）

都が2024年6月に実施した世論調査¹⁵（以下「2024年世論調査」という。）の結果では、異なる国籍・文化的背景を持つ人と関わる上で、様々な違いが「壁」となっていることが明らかとなった。こうした壁は、異なる国籍・文化的背景に対する無理解によるものも少なくない。「インクルーシブシティ東京」の実現に向けては、引き続き、人権尊重の理念の浸透を図るとともに、当該調査結果も踏まえ、多文化共生意識の醸成をより一層推進する必要がある。

また、将来を担う子供たちが、グローバルな視点に立った様々な資質・能力を小・中・高等学校を通して身に付けることが引き続き重要である。

（施策の展開例）

➤ 多様な価値観を受け入れる意識（多文化共生意識）の醸成

日本で生活をスタートする外国人に対して、日本の文化・習慣をきちんと理解し行動してもらえるよう、多様なツールを活用して効果的な普及啓発を進めていく。

さらに、外国人住民を地域に受け入れ、共生していく意識を涵養するため、外国人を含む地域住民が主体となって共に地域課題を解決する取組を後押しする。

➤ 人権尊重の理念の浸透に向けた取組

「インクルーシブシティ東京」の実現に向け、人権啓発拠点における情報発信や人権啓発イベントの実施など、人権尊重の理念の浸透に向けた普及啓発等の取組を進めていく。

➤ 世界で活躍できる人材の育成に向けた教育の充実

東京都教育施策大綱等に基づき、小・中・高校を通じた英語教育や、日本の伝統・文化を体験・理解する取組、JETプログラム¹⁶による外国人英語指導者など外国人との交流等を通じたコミュニケーション能力を育成する取組等を進めるほか、国際交流プログラムの実施規模を拡大するなど、日本人としての自覚と誇りを有し、豊かな国際感覚をもって世界を舞台に活躍する人材を育成する。

¹⁵ 「都の広報・広聴に関する世論調査」の附帯テーマとして「多文化共生」調査を実施

¹⁶ 「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の協力の下、地方公共団体が実施している事業。JETプログラムにより招致された英語等指導助手（JET 青年）を、全都立高等学校及び中等教育学校に配置し、生徒の英語力の伸長や国際理解の促進、教員の授業改善と授業力の向上を目指している。

(2) やさしい日本語の普及・啓発

(現状)

災害発生時に、外国人にできるだけ早く正しい情報が伝えられるようにと考えだされ、外国人への情報提供ツールとして広がった「やさしい日本語」は、災害時のみならず、医療や福祉、学校教育、文化施設など様々な分野や場所で、その活用が広がりつつある。また、誰にでもわかりやすいユニバーサルな言葉として外国人だけでなく、子供や障害者、高齢者等あらゆる対象に広く使われるようになってきている。

都は、様々な組織や場所、分野においてやさしい日本語の活用を進める普及啓発及びやさしい日本語に関わる人材を増やす人材育成を両輪で実施している。

(課題)

やさしい日本語の普及や活用は着実に拡大しているものの、地域で外国人と共に暮らす都民の認知度は、まだ半数程度である¹⁷。

やさしい日本語は、日本語話者が相手に合わせてそのレベルや話し方を調整する必要があり、日本人と外国人ともに歩み寄る多文化共生の意識を持つことが重要である。

思いやりのコミュニケーションツールと言われる「やさしい日本語」を多くの人に知ってもらうことで、日本語を母語としない人だけでなく、子供や障害者、高齢者など、多様な背景をもつ人たちが皆が地域社会の一員として、共に生きる社会の基礎づくりを行っていく必要がある。

(施策の展開例)

➤ やさしい日本語によるコミュニケーションを通じた地域での多文化共生意識の醸成

都民一人ひとりが地域でやさしい日本語を使って外国人住民と自然と挨拶や日常会話ができる社会の実現を目指し、都はやさしい日本語の普及啓発や人材育成に努めるとともに、地域日本語教育の推進も行っていく。

また、やさしい日本語が誰にとっても身近なものとして活用が更に広がるように、都民に親しみのあるスポーツチームとの連携イベントで活用の機運醸成や、民間企業など様々な団体による取組をフォーラム等で共有・発信するなど、多様な団体と連携し取り組んでいく。

¹⁷ (公財) 東京都つながり創生財団「やさしい日本語に関する都民の意識調査(令和6年度)」

(3) 地域コミュニティにおける外国人住民との共生

(現状)

外国人を地域住民の一員として受け入れる意識が重要である一方、2024 年世論調査から分かるように日本人住民と外国人住民との間での交流は依然として少ない。

都や東京都つながり創生財団では、地域社会において中心的な役割を果たす町会・自治会が行う地域の祭りや防災訓練等を通じ、外国人住民の地域活動への参加を促進しているほか、町会・自治会の事業への伴走支援や、取組事例等のポータルサイトでの周知などを通じて、地域社会から多文化共生の機運醸成を図っている。

(課題)

今後ますます地域で暮らす外国人が増えることが予想される中、地域コミュニティにおける取組はより一層重要性を増しており、多文化共生に取り組む地域を広げていく必要がある。

また、未だ様々な場面において外国人は支援の対象として捉えられ、活動の担い手となる場面が少ない。外国人も地域社会で活躍できる場面を増やしていく必要がある。

特に地域防災において、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害時において迅速かつ的確な行動が取れるよう、外国人住民へ防災知識を普及啓発する必要がある。同時に、地域の構成員として外国人住民にも地域防災の担い手として活躍が期待される。

(施策の展開例)

➤ 日本人と外国人との交流の場の拡充

日本人と外国人が共に支え合う意識を醸成するため、異文化・世代間の交流イベントや日本人と外国人が共に課題の解決を行うワークショップの実施、地域防災の取組など、外国人支援団体が取り組む交流や協働事業に対して支援を行い、交流の場の拡充を図る。

➤ 地域防災への参画

平常時からの防災知識の普及啓発に加え、町会・自治会の防災訓練等への外国人住民の参画を支援するなど、地域住民との交流やつながりづくりを促進する。

都民の多文化共生意識について

都は、2024 年6月に「多文化共生」に関する意識等について世論調査¹⁸を実施した。以前の調査時との比較等から、東京の今の共生社会のあり様を紐解く。

●外国人が身近に暮らしていることが当たり前と感じるか

調査手法が異なるため、単純な比較はできないが、2024 年世論調査では、「はい（当たり前と感じる）」との回答が 63.9%であり、2020 年¹⁹の 61.6%より 2.3 ポイント高い。

都内在住外国人人口の増加を背景に、外国人が都民にとって身近な存在となっていることが伺える。

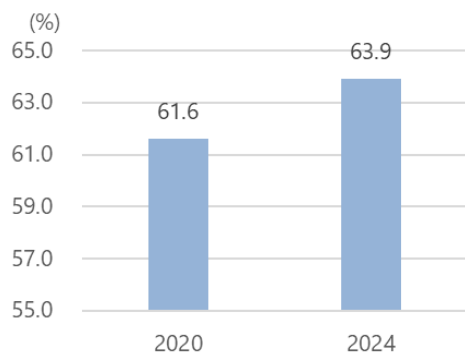
●近所に外国人が住むことの印象

「治安への影響が心配になる」、「文化の違い（言葉・習慣等）によるトラブルが増える」というネガティブな印象が、「外国の文化（言葉・習慣等）を知る機会が増える」というポジティブな印象を上回った。

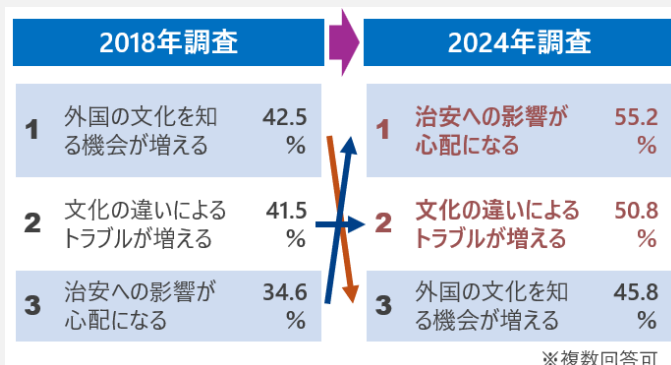
前回の 2018 年7月実施の世論調査²⁰と比べると、ネガティブな意見とポジティブな意見の順位が逆転していることが分かる。外国人の増加を身近に感じる一方で、漠然とした不安感を抱く都民が増えている可能性がある。

社会不安や分断を防ぎ、日本人と外国人が共に安心して暮らし活躍するためには、双方が互いの文化を尊重し歩み寄る都民の多文化共生意識の醸成が急務となっている。

外国人が身近に暮らしていることが
当たり前だと思う人の割合



近所に外国人が住むことの印象



¹⁸ 「都の広報・広聴に関する世論調査」の附帯テーマとして「多文化共生」を調査実施

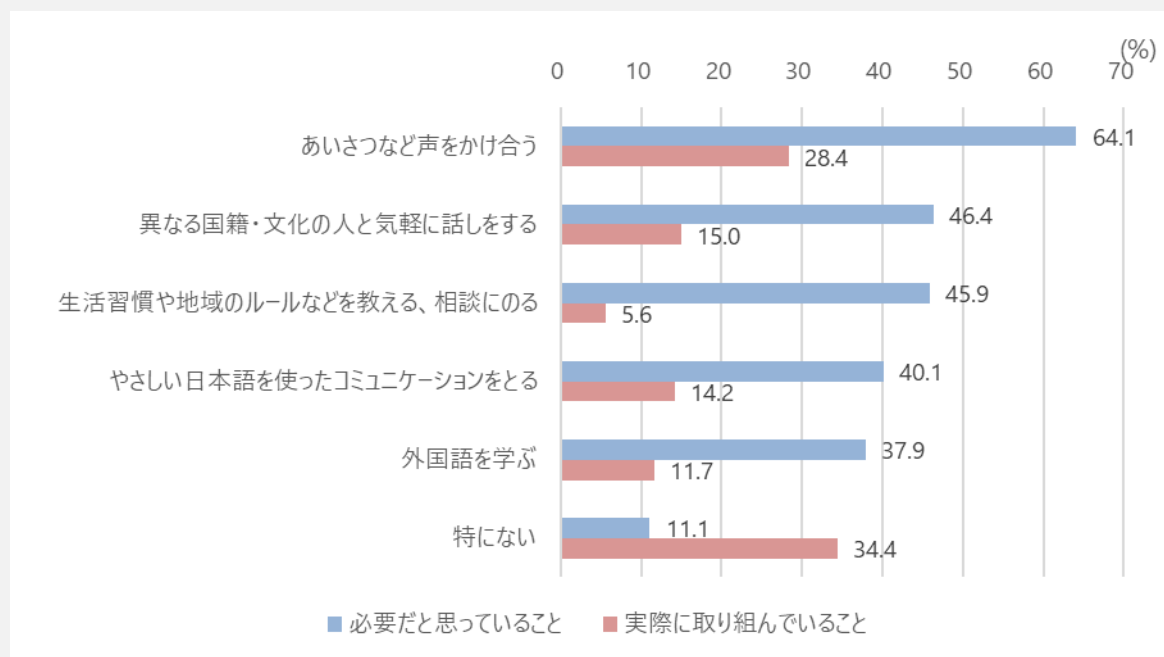
¹⁹ 東京都戦略政策推進情報本部が実施したモニター調査

²⁰ 「都民生活に関する世論調査」のサブテーマとして「多文化共生」を調査実施

●多文化共生の社会づくりに向けて必要だと思うこと、実際に取り組んでいること

必要だと思うこととして、「あいさつなど声をかけあう」、「異なる国籍・文化の人と気軽に話しをする」、「生活習慣や地域のルールなどを教える、相談にのる」との回答が約半数からあった。一方で、実際に取り組んでいることは「特にない」が最多となった。

都民は、身近な存在となった外国人との共生に向けて、何らかのアクションを必要だと感じる一方で、実際の行動にはあまり結びついていない現状が浮かび上がった。



外国人コミュニティについて

東京都には、様々な国籍や地域出身の外国人が在住しているが、その中でも、「特定の地域出身や、宗教や文化を共有する仲間同士で支え合い、生活情報や困りごとを共有する場」としての「外国人コミュニティ」が存在している。

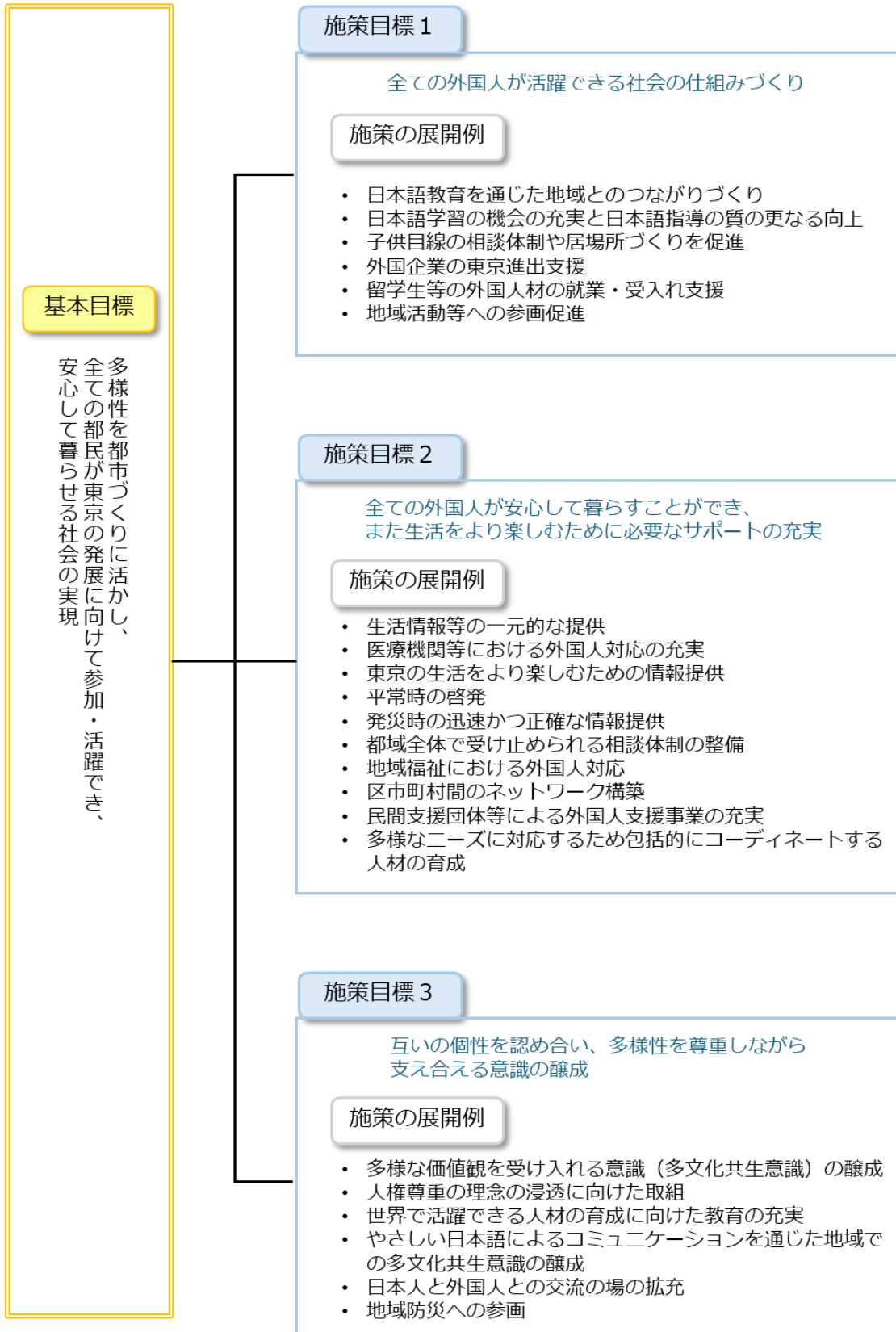
「外国人コミュニティ」は、「外国人住民が集住する地域に必ず存在する」訳ではなく、居住の地域的な分布状況と、国籍・民族のつながりとしてのコミュニティが必ずしも一致するものではない。外国人住民が特定の地域に集住する理由は、勤務地への利便性が高いことや、家賃が安いといった経済的要因のほか、礼拝所が近所にあることなどの「宗教や文化的要因」であることが多く、先に定住した外国人の影響は一部の地域に限られる。

また、特定の地域に集住しなくても SNS やオンラインのコミュニティによって同じ国や文化圏の人々が住居や仕事、生活の知恵等の情報を共有し支援し合うネットワークや、ママ友やご近所さんといった同国人同士ではないコミュニティもある。さらに NPO 等の民間支援団体による生活支援事業を通じて、コミュニティが形成される場合もあるなど、コミュニティの形は様々である。

外国人住民が地域社会に溶け込むために、キーパーソンが中心となって地域住民同士の交流を積極的に行っているコミュニティがある一方、地域社会とのつながりが希薄で、日本人住民や地域との交流機会が少ないコミュニティもあると言われている。このような場合、地域の情報や支援サービスへのアクセスが難しく、コミュニティ内での情報に依存し、地域社会から孤立してしまうという課題がある。

3 施策の体系

基本目標及び施策目標に基づき、施策全体を以下のとおり体系的に整理し、推進していく。



第3 多文化共生社会を実現するために必要な各主体の役割

1 国、東京都、東京都つながり創生財団、区市町村、区市国際交流協会、外国人支援団体の役割

多文化共生推進の取組を着実に実現するには、国、東京都、東京都つながり創生財団、区市町村、区市国際交流協会、外国人支援団体等が、それぞれの役割を踏まえて相互に連携を図ることが必要不可欠である。

そこで、各主体の役割分担を明確化していく。

(1) 国

多文化共生社会の形成のためには、人権尊重や社会参画、国際協調といった多文化共生の基本理念を定め、国や都道府県に基本計画等の策定を義務づけ、総合的かつ計画的に施策を推進するための法整備が必要である。また、多文化共生社会実現に向けた国民の意識の醸成・理解の促進も重要である。これらの取組により、国と地方自治体、企業や市民団体等の連携・協働が進み、地域社会の取組が一層効果的なものとなる。

全国そして特に東京都において、今後ますます外国人住民が増加することが見込まれる中、外国人の適正かつ円滑な出入国管理を図るほか、地域による取組格差が生じないよう、日本語教育や外国人相談等に対する十分な財政支援を通じて、各自治体が多文化共生に積極的・継続的に取り組めるよう後押しすることが求められる。

国における外国人材受入れ施策の変遷

国は、「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（2006 年総務省）の中で、多文化共生を「国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義した。またこの報告書を受け、都道府県及び政令指定都市における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、同年「地域における多文化推進プラン」を策定し、各自治体における多文化共生の推進を促してきた。（2020 年改定）

出入国管理を所管する法務省は、2018 年に「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）を改正し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくための在留資格「特定技能 1 号・2 号」を創設した。

また、在留外国人の増加と滞在の長期化、全国各地での受け入れが見込まれる中、法務省の総合調整機能の下、外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力に、かつ包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、関係機関が連携し、受入れ環境整備を進める方針を示した。これにより 2019 年には、出入国管理を所管していた法務省入国管理局は出入国在留管理庁に格上げされた。

同年には、文化庁により在留外国人との円滑なコミュニケーションの実現に向けた日本語教育推進法が公布・施行、さらに、2020 年には同法に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が策定された。この基本方針では、外国人が居住する地域で円滑に日常生活を送ることができるよう、地方公共団体に地域の実情に応じた日本語教育の取組が求められている。

また、2020 年には、日本で暮らし活躍する外国人の在留を支援する政府の窓口が集まり、外国人相談をはじめ様々な在留資格の支援を行う外国人在留支援センター（FRESC）が開設され、外国人の受入れ環境の整備が進められている。

2024 年には入管法が改正され、これまで技能等の修得を通じた人材育成による国際貢献という目的で実施されていた技能実習制度を発展的に解消し、日本国内の人手不足による人材育成と人材確保を目的とする「育成就労制度」が創設されることとなった。既存の特定技能制度に連続性を持たせ、外国人が日本で就労しながらキャリアアップできる制度が構築されたことで、日本で暮らし、働き続けられる人材を確保するための環境の整備も進められている。

(2) 東京都

東京都は広域自治体として、都内全域での多文化共生推進に向けた基本的方針の提示や、区市町村をはじめとする各主体との連携・協働を通じて、地域で多文化共生を推進する各主体の取組を後押しすることが基本的な役割である。

具体的には、区市町村への緊密な情報共有や財政支援等により、区市町村主体の多文化共生施策を促進するとともに、区市町村単独では対応が困難な広域的な課題の解決に向けて積極的に取り組むことが挙げられる。

加えて、東京都つながり創生財団と共に、都内の多文化共生に関わる様々な団体と連携・協働していく。多文化共生施策は教育・労働・福祉など多分野にまたがることから、都庁内各局で緊密に連携することも不可欠である。

(3) 東京都つながり創生財団

東京都つながり創生財団は、これまで都の多文化共生・国際交流事業を推進してきた国際交流委員会の事業を継承・拡充し、2020年10月に都の多文化共生社会づくりと共助社会づくりを推進するため東京都により設立された。

広域的な中間支援組織として、区市町村や国際交流協会、外国人支援団体等とのネットワーク構築による協働の推進や、都の基本的方針に基づく事業の実施を通じて、都内各地域における多文化共生社会づくりをバックアップすることが基本的な役割である。

具体的には、地域の各主体との継続的な関係構築を通じて、各団体の事業に対する側面支援・後方支援やコーディネート機能を強化するとともに、団体間のネットワークの充実や協働をより一層推進していく。

加えて、複雑・高度化する諸課題に対応するために、多文化共生に関する調査研究等を通じた課題の抽出・分析に取り組むことが求められる。

また、ボランティア文化の定着や地域コミュニティの中核を担う町会・自治会を支援し、地域で暮らす人々が共に支え合う共助社会づくりの取組を通じ、外国人が住民の一人として地域活動に参加できる環境づくりを進める。

（４）区市町村

区市町村では、これまで在住外国人が多い自治体を中心に、地域の実情を踏まえた取組が実施されてきた。近年では多文化共生の専管部署を設置する自治体や外国人相談窓口を新たに設置する区市町村など、外国人住民との共生の取組を強化する自治体が増えてきている一方で、外国人住民の増加に対応が追いついていない自治体も多い。

区市町村は、外国人に最も身近な行政機関であり、多文化共生の地域づくりにおいて最も重要な主体である。

地域における外国人の現状を踏まえつつ、在住外国人を直接支援する主体として、住民であれば誰もが受けられる行政サービスを外国人にも的確に届けられることができる体制を庁内横断的に整備するとともに、地域住民の受入れ意識を醸成し、外国人と日本人が共に参加・活躍できる地域づくりを推進していくことが望まれる。

さらに、国際交流協会や地域の日本語教室等の民間支援団体のほか、地域社会において重要な役割を果たす町会・自治会など、多様な主体との連携・協働のため、地域リソースを的確に把握するとともに、関係者同士の情報共有・協議の場を設けるなどの取組が望まれる。

（５）国際交流協会

都内には区市と連携して国際交流・多文化共生を推進している国際交流協会が 22 団体ある。これらの団体は、主に日本語教室や子供の学習支援、ボランティアの育成、国際交流サロンの開催等、様々な工夫を行いながら地域に密着した活動を行っている。

区市の国際交流協会は、多文化共生に関する専門性、地域に密着した情報、そして団体ならではの機動力を有する。

こうした強みを生かして、様々な地域社会の担い手をコーディネートし、地域の国際交流や多文化共生の推進の現場を担うことが期待される。

具体的には、都や区市町村、東京都つながり創生財団のほか、地域の様々な主体と連携し、多言語情報の提供、相談事業、外国人と日本人の交流事業など、各地域の課題やニーズに対応した取組を推進することが望まれる。

(6) NPO 等外国人支援団体

都内には外国人支援を行う NPO 等の民間団体が約 300 団体ある。在住外国人の増加に伴い、支援を必要とする外国人のニーズは複雑・多様化しているが、担い手不足等の課題を抱えているところもある。

NPO 等の民間支援団体は、行政区に縛られないノウハウや情報を持つことが最大の強みである。

行政の手が行き届かない外国人が抱える課題に対し、それぞれが持つ専門性やノウハウを生かしたきめ細かい支援を行うとともに、社会情勢の変化に即した柔軟かつ機動的な活動の展開が望まれる。

また、外国人の地域活動等への積極的な参加を促進するほか、外国人と日本人が共に活躍できるサポートの役割を担うことも期待される。

2 都民や企業、教育機関など全員参加による多文化共生推進

多文化共生社会の実現には、上記のほか、都民や企業、教育機関等の各主体が多文化共生の意識をもって取組を行うことが欠かせず、それぞれに期待される役割がある。

(1) 都民に期待されること

日本人も外国人も全ての都民が、お互いを尊重し合いながら、共生できる社会を築くためには、それぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多様性を受け入れていくことが重要である。そのためには、都民一人ひとりが、地域や学校、職場での気軽な交流、やさしい日本語によるコミュニケーションなどを通じ、多文化共生社会を共に創る当事者としての意識を持つことが期待される。

(2) 町会・自治会等の地域コミュニティに期待されること

地域社会においては、PTA や子供会、敬老会等、様々な地域コミュニティが存在している。その中でも、地域コミュニティの中核として、住民間の交流や見守り、地域の祭りといった歴史・文化の継承、にぎわいづくり等地域の様々な活動を行う町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすい地域社会においてなくてはならない存在である。地域住民にとって最も身近な組織として、地域福祉や防災等の対応を外国人住民と協力して行い、外国人住

民と日本人住民の「顔の見える」関係づくりに地域の実情に応じて取り組むことが期待される。

(3) 企業に期待されること

多様性が新たな創造を生み、イノベーションにつながるという認識の下、外国人を日本人と同様に企業活動を支える重要な人材と捉え、外国人留学生や定住外国人の採用・育成に努めることが期待される。そして、多様性を尊重した職場環境の構築、キャリア開発と成長の機会提供、職務に必要な日本語学習機会の提供や日本のビジネス習慣の理解促進など外国人社員の受入れ体制を整備し、その能力を発揮できる環境整備を充実させていくことが望まれる。

さらに、企業は外国人の活躍推進の取組を社会に向けて広く発信するほか、人材活用や人材育成など、企業それぞれの強みを活かした手法で地域社会に貢献することが期待される。

(4) 大学等の研究機関に期待されること

グローバル化を推進し、教育・研究機関としての高度化を図り、外国人も含め全ての学生や教員にとって魅力ある大学づくりを進めることが期待される。

また、多文化共生に関わる調査・研究等の成果を社会に還元することが望まれる。地域や企業等と連携して、学生の地域社会への参画を進め、交流機会の確保を図り、多様性に関わった地域社会づくりに貢献することが求められる。外国人学生が日本への理解を深め、日本人学生も含めて、日本そして世界で活躍できる人材を育成することが期待される。

(5) 学校（小・中・高等学校等）に期待されること

「誰一人取り残さない」の発想に立ち、外国人児童・生徒等が未来を切り開くことができるよう、能力伸長の機会を最大限確保するのはもちろんのこと、自らの「個性・強み」を活用し、可能性を発揮できるようにするなど、将来の東京の発展を支えるグローバル人材を育成する観点からも、日本語指導に留まらず、異文化理解・多文化共生の考えに基づく教育の推進が期待される。

学校と地域との連携～西東京市の取組事例から～

都内の区市町村では、「日本語を母語としない子供」が学校や地域での生活に必要な日本語を習得できるよう、能力や年齢に応じて様々な日本語教育を実施しており、子供たちをそれぞれに適した日本語教育につなぐために、関係機関が連携・協力している。

西東京市は、外国人住民の増加に伴い、2024 年度より学校と連携した取組を強化することとした。

具体的には、市内小中学校4校の教室を活用した「多文化キッズサロン」を運営しており、日本語教育や、子供支援の経験がある「多文化キッズコーディネーター」が各サロンを巡回し、子供やその保護者だけでなく、学校関係者からの相談にも対応している。課題を把握した場合には、その解決のために、必要に応じて、市や民間支援団体、学級担任にも情報共有することで、学校と地域の連携を促し、子供たちが地域や学校で安心して学べる環境づくりを行っている。

東京都が多文化共生に取り組む意義

明治大学教授 山脇啓造

アメリカでは2025年1月に第2期トランプ政権が誕生し、ドイツでは2月の連邦議会の総選挙でドイツのための選択が第2党に躍進した。フランスでも2024年7月の国民議会選挙で国民連合が単独政党として第1党になっている。欧米主要国では、移民や難民の受入れが国政の主要争点となっており、特に欧州では「極右」と呼ばれてきた政党の勢力が大きく伸びている。

一方、日本では、2010年代まで外国人住民の割合は2%にも満たず、先進国の中で例外的な存在と見られてきた。しかし、コロナ禍が終わり、状況は変わった。2024年12月末現在、在留外国人数は約377万人で、過去最高を更新し、初めて日本の総人口の3%を超えた。2021年末から2024年末までの3年間、毎年11%増加している。その背景には人口減少の中での労働力不足があり、これまで外国人住民の少なかった地方においても外国人労働者の受入れに力を入れていることが影響している。今後も在留外国人数が毎年11%増加すると想定すると、2035年には1,000万人を超え、総人口の約10%となる。そうすると、多文化共生（intercultural cohesion）は日本の主要な課題となるだろう。

言うまでもなく、東京都は全国の都道府県の中で外国人住民が最も多く、その割合も最も高く、既に5%を超えている。東京都の場合は、日本の首都として政治、経済、文化の中核を担い、多くの企業や大学が集まるグローバル都市の役割を果たしてきたことが大きい。

日本全体の外国人住民の割合が10%に達する時、東京都の外国人住民の割合はどうなっているだろうか。東京都は、外国人住民の割合が急上昇する日本において、その先頭に位置する。それゆえに、どこよりも真剣かつ慎重に多文化共生に取り組む必要がある。そして、多文化共生都市を築くことができれば、他の自治体にとってモデルになるだろう。いや、移民包摂に苦慮する世界にとっても、ひとつの希望となるかもしれない。

資料編

＜資料＞多文化共生推進委員会

➤ 多文化共生推進委員会設置要綱

平成13年6月15日
13生文振国第147号
生活文化局長決定
改正 平成18年3月31日
17生文振事第603号
改正 平成19年3月30日
18生都管法第1714号
改正 平成22年7月9日
22生文総総第825号
改正 平成27年7月1日
27生都地第682号
改正 平成28年7月1日
28生都地第311号
改正 令和元年10月15日
31生都地第1092号
改正 令和2年7月13日
2生都地第541号
改正 令和4年3月18日
3生総総第2076号
改正 令和4年8月22日
4生都地第927号
改正 令和7年3月25日
6生都地第2818号

（設置目的）

第1 外国人もより住みやすく、活躍できるまちにするための重要な課題について具体的に検討するため、多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2 委員会は、外国人に係る東京都の施策の推進に関する事項について検討し、生活文化局長に進言及び助言する。

（構成）

第3 委員会は、外国人及び日本人の学識経験者、NGO等から、生活文化局長が依頼する20人以内の委員で構成する。

（委員任期）

第4 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

（委員長及び副委員長）

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議等)

第6 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会を招集するときは、各委員に対して、委員会の日時、場所、議題及びその他必要な事項をあらかじめ通知する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由の場合は、この限りではない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

4 委員長は、特定の事業を調査審議するため必要があると認めるときは、委員で構成されるワーキンググループを置くとともに、関係者から意見を聴くことができる。

(公開等)

第7 委員会は公開で行うものとする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

2 委員会の会議録は、原則として公開する。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、生活文化局都民生活部において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、生活文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

➤ **多文化共生推進委員会開催実績（2023～2024 年度）**

【2023 年度】

第1回 開催日：2023（令和5）年9月11日

議 題：東京が目指す多文化共生社会づくりについて

第2回 開催日：2024（令和6）年1月31日

議 題：多文化共生社会づくり実現のために東京が強化すべき施策について

【2024 年度】

第1回 開催日：2024（令和6）年6月24日

議 題：都が目指す多文化共生社会づくりの取組と今後の方向性

第2回 開催日：2024（令和6）年9月12日

議 題：都が目指す多文化共生社会づくりの取組と今後の方向性

第3回 開催日：2024（令和6）年12月9日（書面開催）

議 題：都が目指す多文化共生社会づくりの取組と今後の方向性

第4回 開催日：2025（令和7）年1月21日（書面開催）

議 題：これまでの議論の振り返り、現行指針から強化すべき点

第5回 開催日：2025（令和7）年2月14日

議 題：東京都多文化共生推進指針について